

第 3 5 号議案

足立区女性総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区女性総合センター条例の一部を改正する条例

足立区女性総合センター条例（昭和 6 2 年足立区条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区男女参画プラザ条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進及び区民の自主的な活動の拠点として、足立区男女参画プラザ（以下「男女参画プラザ」という。）を設置する。

第 2 条中「女性総合センター」を「男女参画プラザ」に改める。

第 3 条中「女性総合センター」を「男女参画プラザ」に改め、同条第 1 号中「女性」を「男女共同参画」に、「学級、講座」を「講座、講演会」に改め、「開設その他研修の」を削り、同条第 2 号中「女性問題」を「男女共同参画」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

（ 3 ） 男女共同参画に関する相談及び苦情に関すること。

（ 4 ） 男女共同参画をめざす区民（足立区の区域内に居住し、勤務し又は在学する者を含む。）相互の交流及び連帯を促進するための支援に関すること。

第 3 条第 6 号中「女性関係行政」を「男女共同参画行政」に、「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第 4 条中「女性総合センター」を「男女参画プラザ」に改め、同条第

9号中「教育委員会」を「区長」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 子ども室

第5条、第6条及び第7条中「女性総合センター」を「男女参画プラザ」に、「教育委員会」を「区長」に改める。

第8条から第10条までの規定及び第12条中「教育委員会」を「区長」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「区長」に改め、同条第3号中「教育委員会が定める」を「この条例に基づく」に、「教育委員会」を「区長」に改め、同条第5号中「教育委員会」を「区長」に改める。

第14条及び第15条中「教育委員会」を「区長」に改める。

第16条中「女性総合センター」を「男女参画プラザ」に改める。

第17条中「教育委員会」を削る。

別表の備考中「教育委員会」を「区長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の足立区女性総合センター条例の規定により既になされた施設の使用の承認その他の使用に関する手続で、この条例の施行日以後の施設の使用に係るものについては、この条例による改正後の足立区男女参画プラザ条例の規定によりなされた施設の使用の承認その他の使用に関する手続とみなす。

(提案理由)

女性総合センターを男女参画プラザとして設置し、区長部局の所管とする必要があるので、この条例案を提出いたします。